

【重要論点 民法（総則・物権）】（月曜日 6 時限）

星野 豊

講義のねらい

民法のうち、総則及び物権の両分野における「重要論点」とされるものを解説する。

総則及び物権（特に物権総論）については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

講義の内容・スケジュール

前期は総則及び物権総論を扱い、後期は物権各論を扱う。基本的には下記のとおりであるが、臨時に変更ないし順延することもある。

授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用するが、事情によりオンラインのみとする場合がある（突発的な事故でない限り、前回までに予告する）。

《前期》

① 法体系の中の民法、民法と特別法 ② 民法の一般条項 ③ 行為能力・制限能力者制度 ④ 法人と団体 ⑤ 物と経済的価値 ⑥ 法律行為の概念、公序良俗違反 ⑦ 法律行為の瑕疵 ⑧ 代理 ⑨ 無効・取消 ⑩ 期間計算、時効 ⑪ 物権の概念・慣習上の物権 ⑫ 物権変動と対抗要件 ⑬⑭（予備日）

《後期》

⑮ 占有権 ⑯ 所有権の概念 ⑰ 相隣関係、付合・混和・加工 ⑱ 共有・合有・総有 ⑲ 用益物権 ⑳ 担保物権の概念 ㉑ 留置権、先取特権、質権 ㉒ 抵当権 ㉓ 非典型担保 ㉔ ㉕（予備日）

教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはしない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。